

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成26年5月15日(2014.5.15)

【公開番号】特開2014-59895(P2014-59895A)

【公開日】平成26年4月3日(2014.4.3)

【年通号数】公開・登録公報2014-017

【出願番号】特願2013-229846(P2013-229846)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/06 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 30/06 1 2 6 E

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月25日(2014.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つのネットワークを通して、少なくとも1人の購入者と少なくとも1人の販売者との間の少なくとも1つの購入を、少なくとも1人の中間者によって促進させる、コンピュータ化された方法において、

前記コンピュータ化された方法は、

前記少なくとも1人の中間者の少なくとも1つのコンピュータが、前記少なくとも1人の購入者からの個人情報を表している信号を記憶することと、

前記少なくとも1人の中間者の前記少なくとも1つのコンピュータが、前記個人情報を利用して、少なくとも1つのアカウント識別子とエリアス情報を、前記少なくとも1人の購入者の少なくとも1つのアカウントに割り当てることと、

前記少なくとも1人の中間者の前記少なくとも1つのコンピュータが、前記少なくとも1人の販売者が前記少なくとも1人の購入者の前記個人情報を取得しないように、前記少なくとも1人の購入者が、前記少なくとも1人の販売者からの前記少なくとも1つの購入に対して、前記少なくとも1つのネットワークを通して、前記少なくとも1つのアカウント識別子と前記エリアス情報を、前記少なくとも1つのアカウント識別子と前記エリアス情報を使用して、信号を用いる支払いを処理できるようにすることと、

前記少なくとも1人の中間者の前記少なくとも1つのコンピュータが、前記少なくとも1つの購入に対して、前記少なくとも1人の購入者が現金またはクレジットを使用することを選択することを可能にすることと、

前記少なくとも1人の購入者が前記少なくとも1つのアカウント識別子を利用して、前記少なくとも1つの購入を行う場合、前記少なくとも1人の中間者の前記少なくとも1つのコンピュータが、前記少なくとも1つのアカウント識別子を使用することに対する少なくとも1つの報酬を前記少なくとも1人の購入者にクレジットすることと、

を含み、

前記エリアス情報を、少なくとも1つのエリアス名前および/または少なくとも1つのエリアスアドレスを含み、

前記少なくとも1つのアカウント識別子と前記エリアス情報を、前記少なくとも1人の購入者の前記個人情報を含まず、

前記少なくとも1つのアカウント識別子は、前記少なくとも1人の販売者が、前記少な

くとも 1 つの販売者の既存の支払いプロセスを使用して、前記少なくとも 1 つの購入を完了することを可能にし、

前記少なくとも 1 人の購入者がクレジットを利用して前記少なくとも 1 つの購入を行う場合に、現金を利用することに対する少なくとも 1 つの報酬とは異なる少なくとも 1 つの報酬が、前記少なくとも 1 つのコンピュータによってクレジットされる、コンピュータ化された方法。

【請求項 2】

前記少なくとも 1 つのアカウント識別子は、前記少なくとも 1 つのコンピュータによって、少なくとも 1 つの普通預金アカウントおよび / または少なくとも 1 つの当座預金アカウントと関連付けられる請求項 1 記載の方法。

【請求項 3】

前記少なくとも 1 つのアカウント識別子は、前記少なくとも 1 つのコンピュータによって、少なくとも 1 つのクレジットアカウントと関連付けられる請求項 1 または 2 記載の方法。

【請求項 4】

前記少なくとも 1 つのクレジットアカウントは、少なくとも 1 つのラインオブクレジットおよび / または少なくとも 1 つのクレジットカードである請求項 3 記載の方法。

【請求項 5】

前記少なくとも 1 つのコンピュータが、

少なくとも 1 つの配送エンティティに対して、前記少なくとも 1 人の購入者の前記個人情報を購入情報と関連付ける情報を送る、および / または、利用可能にすることと、

前記少なくとも 1 つのコンピュータが、前記少なくとも 1 つの配送エンティティに対して、何らかの購入されたアイテムおよび / または関連文書を送る、および / または、利用可能にすることと、

前記購入情報を前記少なくとも 1 人の購入者の前記個人情報と照合して、何らかの購入されたアイテムおよび / または関連文書を配送および / または利用可能にするために要求される個人情報を取得することによって、前記少なくとも 1 人の購入者に対して、何らかの購入されたアイテムおよび / または関連文書を配送および / または利用可能にすることと、前記少なくとも 1 つのコンピュータが前記少なくとも 1 つの配送エンティティに要求すること、

をさらに含む請求項 1 乃至 4 の何れか 1 項記載の方法。

【請求項 6】

前記少なくとも 1 つの報酬は、前記少なくとも 1 つの購入に対するディスカウントである請求項 1 乃至 5 の何れか 1 項記載の方法。

【請求項 7】

前記少なくとも 1 つのコンピュータが、前記少なくとも 1 つの購入の確認を受け取ることと、

前記少なくとも 1 つのコンピュータが、前記少なくとも 1 人の購入者に対して、前記確認を転送および / または利用可能にすることと、

をさらに含む請求項 1 乃至 6 の何れか 1 項記載の方法。

【請求項 8】

前記少なくとも 1 人の購入者は、前記個人情報を提供するよう前記少なくとも 1 つのコンピュータによって一度だけ要求されるが、前記少なくとも 1 つのアカウント識別子を複数回利用することが許容される請求項 1 乃至 7 の何れか 1 項記載の方法。

【請求項 9】

前記個人情報は、

名前情報、

アドレス情報、

e メールアドレス情報、

電話番号情報、または、

金融情報、または、

これらのものを任意に組み合わせたものを含む請求項 1 乃至 8 の何れか 1 項記載の方法

。

【請求項 10】

前記少なくとも 1 つのアカウント識別子に関係付けられたパスワード情報を入力するように、前記少なくとも 1 人の購入者に要求すること、をさらに含む請求項 1 乃至 9 の何れか 1 項記載の方法。

【請求項 11】

前記購入情報は、前記少なくとも 1 つのアカウント識別子を含む請求項 5 記載の方法。

【請求項 12】

少なくとも 1 つの購入物および / または何らかの関連文書が、前記少なくとも 1 人の販売者から前記少なくとも 1 人の購入者に対して直接的に利用可能にされる請求項 1 乃至 1 1 の何れか 1 項記載の方法。

【請求項 13】

前記少なくとも 1 人の購入者は、前記少なくとも 1 人の販売者に個人情報を提供することを選択することができる請求項 1 乃至 1 2 の何れか 1 項記載の方法。

【請求項 14】

前記少なくとも 1 人の購入者は、前記少なくとも 1 つのアカウント識別子を使用し、少なくとも第 1 の通信チャネルを用いて、前記少なくとも 1 人の販売者から前記少なくとも 1 つの購入を行い、

前記少なくとも 1 つの購入に対する前記少なくとも 1 人の購入者からの認証が、少なくとも第 2 の通信チャネルを用いて要求される請求項 1 乃至 1 3 の何れか 1 項記載の方法。

【請求項 15】

少なくとも 1 人の販売者のウェブサイト上の少なくとも 1 つの既存の支払い方法が、前記少なくとも 1 つのアカウント識別子を受け入れるために使用される請求項 1 乃至 1 4 の何れか 1 項記載の方法。

【請求項 16】

少なくとも 1 つのネットワークを通して、少なくとも 1 人の購入者と少なくとも 1 人の販売者との間の少なくとも 1 つの購入を促進させる、コンピュータ化されたシステムにおいて、

前記コンピュータ化されたシステムは、

前記少なくとも 1 人の購入者からの個人情報を表している信号を記憶することと、

前記個人情報をを利用して、少なくとも 1 つのアカウント識別子とエリアス情報を、前記少なくとも 1 人の購入者の少なくとも 1 つのアカウントに割り当てるのことと、

前記少なくとも 1 人の販売者が前記少なくとも 1 人の購入者の前記個人情報を取得しないように、前記少なくとも 1 人の購入者が、前記少なくとも 1 人の販売者からの前記少なくとも 1 つの購入に対して、前記少なくとも 1 つのネットワークを通して、前記少なくとも 1 つのアカウント識別子と前記エリアス情報をとを使用して、信号を用いる支払いを処理できることと、

前記少なくとも 1 つの購入に対して、前記少なくとも 1 人の購入者が現金またはクレジットを選択することを可能にすることと、

前記少なくとも 1 人の購入者が前記少なくとも 1 つのアカウント識別子を利用して前記少なくとも 1 つの購入を行う場合、前記少なくとも 1 つのアカウント識別子を使用することに対する少なくとも 1 つの報酬を前記少なくとも 1 人の購入者にクレジットすることと、

のために構成されている少なくとも 1 つのアプリケーションを備えている少なくとも 1 つのコンピュータを具備し、

前記エリアス情報は、少なくとも 1 つのエリアス名前および / または少なくとも 1 つのエリアスアドレスを含み、

前記少なくとも 1 つのアカウント識別子は、前記少なくとも 1 人の購入者の前記個人情

報を含ます、

前記少なくとも1つのアカウント識別子は、前記少なくとも1人の販売者が、前記少なくとも1人の販売者の既存の支払いプロセスを使用して、前記少なくとも1つの購入を完了することを可能にし、

前記少なくとも1人の購入者がクレジットを利用して前記少なくとも1つの購入を行う場合に、現金を利用することに対する少なくとも1つの報酬とは異なる少なくとも1つの報酬がクレジットされる、コンピュータ化されたシステム。

【請求項17】

前記少なくとも1つのアカウント識別子は、少なくとも1つの普通預金アカウントおよび/または少なくとも1つの当座預金アカウントと関連付けられる請求項16記載のシステム。

【請求項18】

前記少なくとも1つのアカウント識別子は、少なくとも1つのクレジットアカウントと関連付けられる請求項16または17記載のシステム。

【請求項19】

前記少なくとも1つのクレジットアカウントは、少なくとも1つのラインオブクレジットおよび/または少なくとも1つのクレジットカードである請求項18記載のシステム。

【請求項20】

前記少なくとも1つのアプリケーションは、

少なくとも1つの配送エンティティに対して、前記少なくとも1人の購入者の個人情報を購入情報と関連付ける情報を送る、および/または、利用可能にすることと、

前記少なくとも1つの配送エンティティに対して、何らかの購入されたアイテムおよび/または関連文書を送る、および/または、利用可能にするように、前記少なくとも1人の販売者に要求することと、

前記購入情報を前記少なくとも1人の購入者の前記個人情報と照合して、何らかの購入されたアイテムおよび/または関連文書を配送および/または利用可能にするために要求される個人情報を取得することによって、前記少なくとも1人の購入者に対して、何らかの購入されたアイテムおよび/または関連文書を配送および/または利用可能にするように、前記少なくとも1つの配送エンティティに要求することと、

のためにさらに構成されている請求項16乃至19の何れか1項記載のシステム。

【請求項21】

前記少なくとも1つの報酬は、前記購入に対するディスカウントである請求項16乃至20の何れか1項記載のシステム。

【請求項22】

前記少なくとも1つのアプリケーションは、

前記少なくとも1つの購入の確認を受け取ることと、

前記少なくとも1人の購入者に対して、前記確認を転送および/または利用可能にすることと、

のために構成されている請求項16乃至21の何れか1項記載のシステム。

【請求項23】

前記少なくとも1人の購入者は、前記個人情報を提供するよう一度だけ要求されるが、前記少なくとも1つのアカウント識別子を複数回利用することが許容される請求項16乃至22の何れか1項記載のシステム。

【請求項24】

前記個人情報は、

名前情報、

アドレス情報、

eメールアドレス情報、

電話番号情報、または、

金融情報、または、

これらのものを任意に組み合わせたものを含む請求項 1 6 乃至 2 3 の何れか 1 項記載のシステム。

【請求項 2 5】

前記少なくとも 1 つのアプリケーションは、

前記少なくとも 1 つのアカウント識別子に関係付けられたパスワード情報を入力するように、前記少なくとも 1 人の購入者に要求すること、

のためにさらに構成されている請求項 1 6 乃至 2 4 の何れか 1 項記載のシステム。

【請求項 2 6】

前記購入情報は、前記少なくとも 1 つのアカウント識別子を含む請求項 2 0 記載のシステム。

【請求項 2 7】

少なくとも 1 つの購入物および / または何らかの関連文書が、前記少なくとも 1 人の販売者から前記少なくとも 1 人の購入者に対して直接的に利用可能にされる請求項 1 6 乃至 2 6 の何れか 1 項記載のシステム。

【請求項 2 8】

前記少なくとも 1 人の購入者は、前記少なくとも 1 人の販売者に個人情報を提供することを選択することができる請求項 1 6 乃至 2 7 の何れか 1 項記載のシステム。

【請求項 2 9】

前記少なくとも 1 つのアプリケーションは、

少なくとも第 1 の通信チャネルを用いて、前記少なくとも 1 人の販売者から前記少なくとも 1 つの購入を行うように、前記少なくとも 1 つのアカウント識別子を使用する前記少なくとも 1 人の購入者に促すことと、

少なくとも第 2 の通信チャネルを用いて、前記少なくとも 1 つの購入に対する前記少なくとも 1 つの購入者からの認証を要求することと、

のためにさらに構成されている請求項 1 6 乃至 2 8 の何れか 1 項記載のシステム。

【請求項 3 0】

少なくとも 1 人の販売者のウェブサイト上の少なくとも 1 つの既存の支払い方法が、前記少なくとも 1 つのアカウント識別子を受け入れるために使用される請求項 1 6 乃至 2 9 の何れか 1 項記載のシステム。